

2019年12月16日

国際人権活用法連続講座～国際人権の切り口から学ぶ実務～

第4回「ITと国際人権」

講演概要

－はじめに－

4回目を迎えた国際人権活用法連続講座は、「ITと国際人権」というテーマについて2名の講師をお招きして開催された。

ITと国際人権という、今まであまり見聞する機会がなかったテーマであったため、果たしてどのような講演がなされるのか興味があったが、その期待に違わない内容であった。

－講演その1－

「新技術がもたらす人権リスクに対する取り組み～生体認証を中心に～」

野口誠氏（日本電気株式会社（NEC）デジタルトラスト推進本部本部長）

最初に、日本電気株式会社（NEC）デジタルトラスト推進本部の野口本部長より、上記テーマに基づき、同社の生体認証事業における人権・プライバシー配慮への取組について講演があった。

講演ではまず、NECの生体認証関連事業について紹介があった。顔、虹彩、指紋・掌紋をはじめとした同社の生体認証技術は世界トップクラスの評価を受けており、特に顔認証に関しては、国民IDや入国管理だけではなく、イベント会場での入場管理、店舗での決済など、その用途が急速に拡大しているとのことであった。

一方、例えば米国やEUにおいては、顔認証の利用に対する人権・プライバシー面での懸念も存在しており、一部では利用を制限する動きが出てきていることなども紹介があった。

NECでは、生体認証をはじめとしたAIの利活用に関連した事業が人権・プライバシーに配慮したものとなるよう、独自に「NECグループAIと人権に関するポリシー」を制定したほか、外部有識者会議を設置・開催して社外からの意見を取り入れるなど様々な取組を行っているとのことであった。

「ITとプライバシー」

二関辰郎弁護士（日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長）

引き続き、当連合会の情報問題対策委員会の二関委員長から、上記テーマについて講演があった。

まず冒頭では、プライバシー概念の伝統的な捉え方を踏まえながら、氏名・生年月日など、ある特定の個人を識別することができる情報の全てを指す個人情報にプライバシーが接近しつつある傾向があり、実際に最高裁判所でも、従来のプライバシーでは外延情報に過ぎなかった氏名・住所等記載の大学名簿がプライバシーに該当するとの判断がなされていることが指摘された。

また、個人情報保護に関する国際的な潮流について言及され、EUにおける、民間企業や政府機関による個人データの取扱いに関するルールを定めた一般データ保護規則（GDPR）や、捜査機関による個人情報の取扱いに関するルールを定めたEU捜査機関データ保護指令等の紹介がなされた。

さらに、日本の空港での出国審査における顔認証の問題点について言及され、指紋やDNAなどの情報は当該個人の同意がない限り取得されるリスクは少ないが、顔認証の場合はそのカメラの前を通るだけで取得されてしまう点や、個人情報保護法第2条第2項に定める「個人識別符号」には身体の特徴も含まれるので、顔認証はそれに該当し、利用には適切な規制を行うことなどが必要ではないかという点等の問題点が指摘された。この顔認証に関し、欧州のGDPRが定義する「生体データ」には、「顔画像」も明文上含まれており、かつ、そのような「生体データ」の取扱いは「禁止される」ものとしており、顔認証について一段厳しい対応がなされているとの紹介があった。

以上